

高齢者日常生活用具給付事業について

【事業概要】

武蔵村山市内にお住まいの65歳以上の在宅の方で、介護保険サービスの対象とならないかたが日常生活用具を購入する場合、申請によりその費用の一部が市から支給されます。

【対象となる方】

武蔵村山市内にお住まいの65歳以上の在宅の方で、介護保険サービスの対象とならないかた（要介護認定において非該当のかた）のうち高齢者日常生活用具を必要とするかた。

【給付できる用具】

別表の“給付できる用具の種類”を御参照ください。

【費用について】

申請者の自己負担額は、別表の“給付できる用具の種類”の、各用具の給付限度額の1～3割になります。（給付限度額を超えた場合、超えた部分については全額自己負担になります。）ただし、生活保護受給世帯のかたは、負担はありません。

【申請方法】

本制度を使って日常生活用具を購入しようとする場合、まず、下記の【申請できる場所】等にて申請の御相談をしてください。申請方法の詳細は、裏面の“高齢者日常生活用具給付の手続きの流れ”を御参照ください。

【申請できる場所】

- 武蔵村山市西部地域包括支援センター
（特別養護老人ホーム伊奈平苑内）
電話 042-560-3931
- 武蔵村山市南部地域包括支援センター
（市民総合センター内）
電話 042-590-1477
- 武蔵村山市緑が丘地域包括支援センター
（緑が丘高齢者サービスセンター内）
電話 042-590-5151
- 武蔵村山市北部地域包括支援センター
電話 042-516-0062

高齢者日常生活用具給付の手続きの流れ

1 相談

本制度を使って日常生活用具を購入しようとする場合、まず、地域包括支援センター等に御相談ください。地域包括支援センターでは、申請者の身体状態に合う用具を担当者が十分に検討し、業者に用具給付にかかる見積りや関係書類等の作成を依頼します。

2 申請書の提出

市民総合センター内高齢福祉課に、次の書類を提出してください。本来、提出するのは申請者になりますが、便宜上、書類の提出は、業者や地域包括支援センターが代行していただいて差し支えありません。

- (1) 高齢者日常生活用具給付申請書（第1号様式）
※ 申請書下部の同意欄にも署名が必要です。
- (2) 見積書（用具のパンフレットの写し等を添付）
- (3) 生活保護受給証明書（生活保護世帯に限る。）
- (4) その他必要と認める書類（介護保険 要介護認定・要支援認定結果通知書等）

3 面接調査

用具が必要なかたであるかを確認するため、市の職員が申請者の自宅を訪問し、聞き取り調査を行います。

4 給付可否の決定通知書を発送

次に、申請書類や面接調査の内容を審査します。給付が決定した場合には、申請者に「高齢者日常生活用具給付決定通知書」及び「高齢者日常生活用具給付券」を、業者に「高齢者日常生活用具給付依頼通知書」及び「請求書」を送ります。

5 用具の納入、代金の受領

業者は、上記4、「高齢者日常生活用具給付依頼通知書」及び「請求書」が届いた後、申請者宅へ用具を納入してください。その際、申請者に「高齢者日常生活用具給付券」の必要事項を記入してもらい、代金（給付限度額内の1割～3割及び給付限度額を超えていればその超えた額。）を受領し、用具を引き渡してください。

6 給付券及び請求書の提出

業者は、次の書類を市に提出して下さい。

- (1) 請求書
- (2) 高齢者日常生活用具給付券（第3号様式）
- (3) 債権者登録兼支払金口座振替依頼書（新規・変更）（第27号様式） ※新規の業者のみ

7 助成額の支払い

市は、用具の納品確認及び上記6の書類を精査した後、給付限度額内の7割～9割を指定口座へ振込む手続きを行います。入金までには2週間前後の時間がかかりますので、あらかじめ御了承ください。

<別表>

給付できる用具の種類

| 番号 | 用具の種類 | 用具の性能など | 給付限度額 |
|----|--------------------|--|---------|
| 1 | 歩行器（シルバーカーを除く） | 高齢者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性のあるもの。 | 35,100円 |
| 2 | 腰掛便座（便器） | 高齢者の排便のために便利なものであること。 | 51,500円 |
| 3 | 入浴補助用具 | 座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するもの。 入浴いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、簡易浴槽 | 90,000円 |
| 4 | 歩行支援用具（安全杖又は手すりなど） | 高齢者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助などの目的に適合するもの。歩行補助杖にあつては、松葉杖、カナディアンクラッチ、ロフストランドクラッチ及び多点杖に限る。 手すりにあつては、取付けに際し工事を伴わないものに限る。 | 53,600円 |
| 5 | スロープ | 段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わずしっかり固定でき、安全な利用のために十分な強度のあるもの。 | 50,500円 |
| 6 | シルバーカー | 高齢者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの。 | 27,000円 |

※ 用具の給付は、1品目につき1回を限度とします。 1品目とは、1～6の各用具をいいます。ただし、「入浴補助用具」と「歩行支援用具」については、1品目の中に複数の用具があり、それぞれ区分けが異なります。入浴補助用具は、「入浴台」「入浴いす」等を、歩行支援用具は、「杖」「手すり」の区分けをそれぞれ1品目とします。

給付の対象者

| | 用具の種類 | 対象者 |
|---|----------------|-------------------------------------|
| 1 | 歩行器（シルバーカーを除く） | 要介護認定において非該当とされたものであって歩行器を必要とする者 |
| 2 | 腰掛便座 | 要介護認定において非該当とされたものであって腰掛便座を必要とする者 |
| 3 | 入浴補助用具 | 要介護認定において非該当とされたものであって入浴補助用具を必要とする者 |
| 4 | 歩行支援用具 | 要介護認定において非該当とされたものであって歩行支援用具を必要とする者 |
| 5 | スロープ（安全杖、手すり等） | 要介護認定において非該当とされたものであってスロープを必要とする者 |
| 6 | シルバーカー | 要介護認定において非該当とされたものであってシルバーカーを必要とする者 |

お問い合わせ先
武蔵村山健康福祉部高齢福祉課
介護認定給付係
TEL 042-590-1233